

令和2年7月8日

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る 事業者やイベント等主催者への協力のお願い

5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は、全ての都道府県で解除されましたが、依然として新規感染者の報告数は増加しており、引き続き、感染拡大への警戒が必要です。

事業者やイベント等主催者の皆様には、引き続き「3つの密」を避ける取組、全国規模のイベントの開催自粛、適切な感染防止策の実施などに取り組んでいただく必要があります。

このため、皆様には、令和2年7月10日から令和2年7月31日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、概ね3週間後に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行い、見直すこととします。

1 事業者の皆様へのお願い（別紙）

事業を継続している又は再開する施設については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。

なお、重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策の徹底をお願いします。

2 イベント等を主催される方へのお願い

(1) 開催に当たっては、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じるようお願いします。

(2) 全国規模や概ね5000人以上のイベント等については、開催を自粛するようお願いします。

なお、屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とするようお願いします。

また、地域のお祭りや行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催するようお願いします。

(3) 開催に当たっては、連絡先を把握するため参加者名簿を作成しておくなどの対応を行うようお願いします。

「1 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

○ すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・ 入場者の整理（入場前の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）確保）
- ・ 入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・ 有症状者の入場禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒（共用部分（エレベータのボタン、手すりなど）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒）
- ・ 施設内の換気（概ね30分ごと窓の開閉など）

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・ 利用者の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）の確保又は従事者と利用者
の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・ 混雑時の入場制限
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な対応

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求 める感染防止策

- ・ 利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・ 従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や
従事者）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定する
といったサービス利用や職員配置を工夫

(参考)

令和2(2020)年7月8日改訂

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方

1 自粛するもの

(1) 下記のア及びイに該当するもの

(密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの)

ア) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの

イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間(換気が不十分な密閉空間)で長時間過ごすもの

(2) 全国規模のもの、大規模なもの(概ね5000人以上)又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの

(3) 流行地(新規感染者が急増している地域)において実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- ・ 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
 - ・ 室内換気を十分に行うこと
 - ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
 - ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
 - ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
 - ・ 屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とすること
 - ・ 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること
 - ・ 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるものや医療・福祉関係者等が集まるものについては、感染防止策を徹底すること。
 - ・ 地域での行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催すること。
 - ・ 連絡先を把握するため参加者名簿を作成しておくなどの対応を行うこと。
- ※ この方針については、7月末までのイベント等を想定しており、地域の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。
- ※ 下線部は前回からの変更点。